

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び

金曜日発行

(当日が休日に当るとは、その翌日)

◆告 示

目 次

- 字の区域の新設等
- 保険医療機関等の指定
- 保険医の登録
- 土地改良法による換地処分(二件)
- 土地改良事業計画の適否の決定(五件)
- 県道の路線の認定
- 道路の区域の決定
- 道路の供用の開始
- 道路の区域の変更
- 道路の供用の開始
- 都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧(二件)
- 教育委員会の招集
- ◆公安規則
- 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第百三十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、大栄町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による土地改良事業に係る西高尾地区及び東高尾地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称	同上の区域(昭和四十九年六月一日現在の地番による。)
大字西高尾 字 実 蔭	大字西高尾字上実蔭九九、一〇〇、一〇一、一〇二、一〇三の一部、一〇六の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西高尾字畑ヶ田二二〇の一部並びに大字西高尾字下実蔭一四四の一部、一二五の一部、一二六、一二七の一部、一三三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字西高尾 字 赤 坂	大字西高尾字赤坂前一三三の一から一四〇まで、一四八から一五一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西高尾字上屋シノ垣一五二から一五六の二まで及びこれらと一体をなす国有地

<p>大字西高尾 字百久保田</p>	<p>大字西高尾 字赤坂前</p>	<p>大字西高尾 字畑ケ田</p>	<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>大字西高尾 字前田</p>	
<p>八〇、八一の二、八一の三、八二の二、八三、八四及びこれ 大字西高尾字百久保田のうち七五の二、七六、七七の一、</p>	<p>大字西高尾字赤坂前のうち一三三の一から一四〇まで、一 四八から一五一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区 域</p>	<p>同上の区域(昭和四十九年六月一日現在の地番による。) 大字西高尾字百久保田七五の二、七六、七七の一、八〇、 八一の二、八一の三、八二の二、八三、八四及びこれらと一体 をなす国有地、大字西高尾字畑ケ田のうち一二〇の一部以外 の区域、大字西高尾字上実蔭一〇三の一部、一〇六の一部、 一〇七及びこれらと一体をなす国有地並びに大字西高尾字下 実蔭一二三、一二四の一部、一二五の一部、一二七の一部、 一二八、一二九、一三〇、一三一、一三二の一部及びこれら と一体をなす国有地</p>		<p>大字西高尾字上前田一八七から一九〇まで、一九一の二、 一九一の三、一九二の一、一九二の二、一九三の一及びこれ らと一体をなす国有地、大字西高尾字下前田二〇一の一、二 〇五の一から二一四まで及びこれらと一体をなす国有地並び に大字西高尾字下垣四二五の一部、四二六の一の一部、四二 六の二、四二七の一の一部、四二七の二及びこれらと一体を なす国有地並びに四二八の二と一体をなす国有地</p>	
<p>大字西高尾 字下垣</p>		<p>大字西高尾 字穴田</p>	<p>大字西高尾 字宮谷口</p>	<p>大字西高尾 字下前田</p>	<p>大字西高尾 字上前田</p>
<p>大字西高尾字代田のうち四一七の一部、四二〇の一部及びこれら と一体をなす国有地以外の区域並びに大字西高尾字宮谷口三</p>		<p>大字西高尾字穴田のうち四〇四の一、四〇五の一、四〇八 の一、四〇八の二、四〇九の一から四〇九の三まで、四一〇 の一、四一〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字西高尾字宮谷口のうち三一三の二、三一四の二から三 一四の四まで、三一四の六から三一四の九まで、三一四の一 三から三一四の一八まで、三一五の四、三一七の二、三一八 の六から三一八の八まで、三一八の一、三一九の一、三一 九の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字西高尾字下前田のうち二〇一の一、二〇五の一から二 一四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>らと一体をなす国有地以外の区域 大字西高尾字上前田のうち一八七から一九〇まで、一九一 の二、一九一の三、一九二の一、一九二の二、一九三の一及 びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>大字東高尾 字 下代</p>	<p>大字東高尾字下代の全域並びに大字東高尾字兵田一九五の一、一九七の一、一九八及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字西高尾 字 丸山前</p>	<p>大字西高尾字丸山前のうち三八二の一、三八二の三、三八三の一、三八五の一、三八九の一、三九二の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字西高尾 字コゴロ田</p>	<p>大字西高尾字コゴロ田のうち四一一の一から四一三の一まで、四一三の三、四一三の四、四一四の一、四一五の一、四一五の二、四一五の四、四一六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字西高尾 字 下田井</p>	<p>大字西高尾字下田井の全域、大字西高尾字丸山前三八二の一、三八二の三、三八三の一、三八五の一、三八九の一、三九二の一及びこれらと一体をなす国有地、大字西高尾字コゴロ田四一一の一から四一三の一まで、四一三の三、四一三の四、四一四の一、四一五の一、四一五の二、四一五の四、四一六及びこれらと一体をなす国有地、大字西高尾字代田四一七の一部、四二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字西高尾字宮谷口三一九の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字西高尾字穴田四一〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>		<p>一三の二、三一四の二から三一四の四まで、三一四の六から三一四の九まで、三一四の一三から三一四の一八まで、三一五の四、三一七の二、三一八の六から三一八の八まで、三一八の一、三一九の一の一部、三一九の三及びこれらと一体をなす国有地</p>
-----------------------	--	------------------------	---	------------------------	---	------------------------	--	--	--

<p>大字上種 字 東 峯</p>	<p>大字上種字東峯のうち八六の一〇及び八六の一四六以外の区域</p>	<p>大字東高尾 字 下野山</p>	<p>大字東高尾字下野山のうち二二九の一から一三〇の二四まで、一三〇の二六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字東高尾 字 奥 谷</p>	<p>大字東高尾字奥谷のうち七七三の二、七七三の三、七七三の三五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字東高尾 字ケン代山</p>	<p>大字東高尾字ケン代山のうち四の五、四の六、五の四及び二の八以外の区域</p>	<p>大字東高尾 字 東 野</p>	<p>大字東高尾字東野の全域、大字東高尾字大平ル二〇の八六、二〇の八七、二〇の一五二、二〇の一五三及びこれらと一体をなす国有地、大字東高尾字下野山二二九の一から一三〇の二四まで、一三〇の二六及びこれらと一体をなす国有地並びに大字上種字東峯八六の一〇及び八六の一四六</p>	<p>大字東高尾 字 大平ル</p>	<p>大字東高尾字大平ルのうち二〇の八六、二〇の八七、二〇の一五二、二〇の一五三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字東高尾字ケン代山四の五、四の六、五の四及び一二の八並びに大字東高尾字奥谷七七三の二、七七三の三、七七三の三五及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字東高尾 字 兵 田</p>	<p>大字東高尾字兵田のうち一九五の一、一九七の一、一九八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
-----------------------	-------------------------------------	------------------------	--	------------------------	---	------------------------	---	------------------------	--	------------------------	--	------------------------	--

廃止する
の名称

大字西高尾字上実蔭、大字西高尾字下実蔭、大字西高尾字
代田及び大字西高尾字上屋シノ垣

鳥取県告示第百三十三号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に
基づき、次のとおり保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医
療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政
令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名称	所在地	指定年月日
森齒科診療所	鳥取市寿町五五一	昭和五十年二月一日
福本薬局	鳥取市末広温泉町一五九	"
有限会社 網浜薬品	鳥取市今町一丁目一〇一	"

鳥取県告示第百三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に
基づき、次のとおり保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局
の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政
令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏名

山西 康仁

登録の記号及び番号

鳥医第一、九三二号

登録の年月日

昭和五十年一月二十八日

鳥取県告示第百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定
に基づき、東伯郡大栄町大字由良宿八〇三番地一高尾土地改良区から同土
地改良区が行う土地改良事業に係る西高尾（水田転換）地区の換地処分を
した旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定
に基づき、東伯郡大栄町大字由良宿八〇三番地一高尾土地改良区から同土
地改良区が行う土地改良事業に係る東高尾地区の換地処分をした旨の届出
があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第百三十七号

昭和五十年一月十日付けで福部村から申請のあつた土地改良（奥山地区
農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認められたので土地改良
法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用

する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十八号

昭和五十年一月十日付けで福部村から申請のあつた土地改良（横谷地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十九号

昭和五十年一月二十日付けで福部村から申請のあつた土地改良（浜湯山地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十年二月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十号

昭和五十年一月二十日付けで福部村から申請のあつた土地改良(海土地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供もる書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十年二月十三日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
福部村役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十一号

昭和五十年一月二十日付けで福部村から申請のあつた土地改良(南田地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十年二月十三日から二十日間

- 三 縦覧に供する場所
福部村役場

- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

整理番号	路線名	終起	重要な経過地
244	土地栃本線	岩美郡国府町大字上地 岩美郡国府町大字栃本	

鳥取県告示第四百十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年二月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 メートル	延 メートル
県道	上地栃本線	岩美郡国府町大字上地字イト 巴士居二二四番の一の先から 同町大字栃本字下モ田四六三 番の四の先まで	四・〇 一八・〇	五、八三五

鳥取県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年二月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	上地栃本線	岩美郡国府町大字上地字イト巴士 居二二四番の一の先から同町大字 栃本字下モ田四六三番の四の先ま で	昭和五十年 二月十二日

鳥取県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年二月十二日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	変更前後	区 間	敷地の幅員 メートル	延 メートル
県道	東郷 羽合線	変更前	東伯郡羽合町大字光吉字六田ヶ 坪六五番の一の先から同町大字 長瀬字二ノ千石一九八九番の一 の先まで	三・五 一六・八	一、六二三
		変更後	東伯郡羽合町大字光吉字鳴滝 一〇七番の一の先から同町大字	七・〇	

" "		" "		
鳥取港 湖山停 車場線		上浅津 田後線		
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
鳥取市賀露町字西浜一七五七番の七一八の先から同市賀露町字港ノ老一一六四番の三四の先まで	鳥取市賀露町字灘端一五三八番の六五の先から同市賀露町字港ノ老一一六四番の三四の先まで	東伯郡羽合町大字上浅津字古屋敷三八六番の一三の先から同町大字上浅津字井料田五六五番の一の先まで	東伯郡羽合町大字上浅津字一ノ屋敷三二三番の二の先から同町大字上浅津字井料田五六五番の一の先まで	久留字光吉後一四一番の六の先まで
二二・〇 三九・五	三・二 六・〇	六・八 二〇・八	四・二 四・八	三五・〇
七五二	六二二	四一〇	二七〇	八〇五

" "		" "		" "	
鹿野 郡家 線		鳥取鹿野 倉吉線			
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
気高郡鹿野町大字鹿野字紺屋町六〇五番の先から同町大字鹿野字金堀七二番の一の先まで		" "	気高郡鹿野町大字鹿野字金堀七二番の一の先から同町大字鹿野字大工町尻二四三六番の先まで	鳥取市湖山町字大石橋七八三番の四の先から同市湖山町字大石橋七八一番の四の先まで	鳥取市湖山町字大石橋七八三番の四の先から同市湖山町字大石橋七八一番の四の先まで
五・五		一〇・〇 一三六・〇	三・八 六・五	八・〇 五八・四	一四・〇
三四二		一、二九三	一、四六一	七五〇	一六〇

鹿野線		鹿野線	
変更後	変更前	変更後	変更前
	気高郡鹿野町大字鹿野字下村屋敷廻り一四七〇番の一の先から同町大字鹿野字下町南側一三三三番の次一の先まで		気高郡鹿野町大字鹿野字大工町尻二四七番の一〇の先から同町大字鹿野字大工町尻二四三六番の先まで
	三・六 四・二		一〇・〇 一五・〇
	二二二		二二五

鳥取県告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始するので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十年二月十二日から二週間鳥取県土木部道路課

において一般の縦覧に供する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
県道	東郷羽合線	東伯郡羽合町大字光吉字鳴滝一〇七番の一の先から同町大字久留字光吉後一四一番の六先まで	昭和五十年 二月十二日
"	上浅津田後線	東伯郡羽合町大字上浅津字古屋敷三八六番の一三の先から同町大字上浅津字井料田五六五番の一の先まで	"
"	鳥取港 湖山停車場線	鳥取市賀露町字西浜一七五七番の七一八の先から同市賀露町字港ノ老一一六四番の三四の先まで	"
"	"	鳥取市湖山町字土器免九五六番の四の先から同市岩吉字西上美田一一七番の一の先まで	"
"	鳥取鹿野倉吉線	気高郡鹿野町大字鹿野字金堀七二番の一の先から同町大字鹿野字大工町尻二四四七番の一〇の先まで	"

鳥取県告示第四百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画汚物処理場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法同条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画道路の変更に例る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第四百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、鳥取市から鳥取都市計画土地地区画整理事業の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十年二月十二日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和五十年二月十四日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題 (1) 鳥取県立高等学校専攻科入学者選抜実施要項について
(2) その他

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年二月十二日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

鳥取県公安委員会規則第二号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会議決第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の項中

立川” “立川町二丁目

を

立川” “立川町五丁目

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。